

令和4年度第4回枝幸町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和4年7月27日(水) 午前10時30分～午後11時40分
- 2 開催場所 枝幸町役場 3階会議室1・2
- 3 出席委員
1番 松下正則 4番 向井地信之 5番 向井地靖浩
6番 佐藤忠昭 8番 中野勤 10番 田中美代子
11番 諏訪隆 12番 平田勝一郎 13番 玉村良三
14番 高橋壮治
- 4 欠席委員
2番 今賢二 3番 関口真也 7番 阿部桑吉
9番 寺前吉幸
- 5 議事日程
会議録署名委員の指名 12番 平田勝一郎 13番 玉村良三
会期の決定 1日間
事務報告
議案第1号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 遠藤正勝
主査 秋田谷賢
主事 坂東桃江

7 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

皆様おはようございます。ただいまから令和4年度第4回枝幸町農業委員会総会を開催いたします。はじめに高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。やっと天気も安定してきて、これから農作業が順調に進んでいくのかなと感じています。

本日は第4回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。少し欠席者が目立つようですが、天候もありますので仕方ないかと思えます。

毎回現況証明の議案に対し色々と話し合いになりますが、どうしてもまだ、農業者自身も「農地を大事にしよう」という気持ちが足りないと感じております。日頃の声掛けや農地パトロールをしながら、意識改革の働きかけをお願いします。

それに関連して、現況証明或いは転用許可等「農地は法律で守られている」ということを、広報ほか様々な方法により農業者に対して周知していきますので、委員の皆様にも意識して活動いただきたいと思えます。

本日の議案も5件ありますが、慎重に審議いただきますようお願い申し上げます。

事務局

出欠の状況を申し上げます。2番 今委員、3番 関口委員、7番 阿部委員、9番 寺前委員より欠席の通告がありました。

現在の出席者は10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

日程第2

会議録署名委員 の指名

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。

12番 平田 勝一郎委員、13番 玉村 良三委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3

会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、本日1日としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。

よって会期は、本日1日といたします。

日程第 4
事務報告

事務局

日程第 4 事務報告を事務局より報告願います。

(別紙 事務報告 読み上げ)

議長

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第 5
議案第 1 号

事務局

日程第 5 議案第 1 号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書 1 ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、新規の賃貸借によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書 2 ページ読み上げ)

7月25日に高橋会長、玉村委員、松下委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 1 ページから 2 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第 1 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

ここは相続がされていない土地かと思えます。相続がされていないために借地契約が結ばず、中山間の交付金対象にもならないという状態が続いている土地があるのですが、どういう方法をとったのですか。

事務局

相続人の過半数の同意が得られれば、20年までの権利設定が可能とされています。

委員

その場合、「相続人の過半数の同意を得て提案した」等の説明がなければ、こういった疑問に繋がります。借賃が発生するものですし、最終的に争いになりかねませんので、きちんと説明したうえで提案してください。

本件の過半数の同意書は農業委員会がとっていますか。

事務局

同意書を別にはとらず、農用地利用集積計画書に同意を得た方の記名と捺印をいただいています。

委員

同意した相続人の記名、捺印がある状態ということですね。わかりました。

日程第6
議案第2号

議長

たくさん相続人がいる場合は難しく感じますが、本件はよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により○番 ○○委員が議事参与を制限されます。よって、○番 ○○委員の退席を求めます。

(○番 ○○委員退席)

○番 ○○委員が退席しました。議事に入ります。
日程第6 議案第2号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書3ページ読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、相対により所有権を移動するもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書4ページ読み上げ)

5月9日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、寺前委員、平田委員より農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料3ページから5ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第2号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

日程第7
議案第3号

事務局

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
○番 ○○委員の入場着席を許可します。

(○番 ○○委員 入場・着席)

○番 ○○委員が着席いたしました。

日程第7 議案第3号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書5ページ読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、令和4年6月29日開催の第3回枝幸町農業委員会総会で決議された買入協議要請に基づき、買入協議が成立したことから、効果的且つ安定的に農業経営を営む者に対する利用集積を図るため、北海道農業公社へ売買により所有権を移動するものです。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書6ページ読み上げ)

令和3年9月13日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により農地評価を実施しております。
場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料6ページから11ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第3号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 8
議案第 4 号

事務局

日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 7 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましても、第 3 回枝幸町農業委員会総会で決議された買入協議要請に基づき、買入協議が成立したことから、効果的且つ安定的に農業経営を営む者に対する利用集積を図るため、北海道農業公社へ売買により所有権を移動するものです。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書 8 ページ読み上げ）

令和 3 年 9 月 1 3 日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により農地評価を実施しております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 1 2 ページから 1 7 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第 4 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 9
議案第 5 号

事務局

日程第 9 議案第 5 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 9 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましても、第 3 回枝幸町農業委員会総会で決議された買入協議要請に基づき、買入協議が成立したことから、効果的且つ安定的に農業経営を営む者に対する利用集積を図るため、北海道農業公社へ売買により所有権を移動するものです。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書 1 0 ～ 1 1 ページ読み上げ）

令和 3 年 9 月 6 日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、平田委員により農地評価を実施しております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料18ページから25ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第5号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付議された議案はすべて終了しました。これをもって令和4年度第4回枝幸町農業委員会総会を閉会します。

会長

終わりに、一点ご報告申し上げます。

先日、〇〇さんの農地評価を担当委員で行いました。離農後何年かは刈られていたようですが、現状は刈られているところとそうでないところがあり、時期も悪く非常に難しい状況でした。

そこで、担当委員で協議し、前回平成28年の評価内容を参考に、植生等の変化を見ながら点数をつけるという形をとりましたのでご承知おきください。

委員

前回評価を参考にとのことですが、前回は評価して公募をかけたものの全く応募がありませんでした。

農地評価に行って整地や草を見たとしても、やはり地域の農業者は、少し湿地帯で植生もあまり牛が好まない八千草だという状況を知っています。

前回の評価をどの程度盛り込んだかはわかりませんが、同じ結果になる可能性があります。最終的に希望者がいなかった場合、原野化させないためにも、なんとか地域の方をお願いして引き受けてもらわなければ処理できません。

以前、この隣接地もお願いして引き受けていただきましたが、暗渠を入れなければ使えないようなところでした。

本人に結果を伝える時点で過去の経過も伝え、希望者がいない場合は引き受けてくれる方との相対価格になるということ伝えておいていただきたいと思います。

| | |
|-----------|--|
| <p>会長</p> | <p>評価の際にもそのような話になりましたが、農業委員の評価というのはそうそう変わらないもので、大きく変わる事はありませんでした。</p> <p>希望者がいなかった経緯もありますが、農業委員会が幹旋という形をとったからには、最終的に本人から取下げされるまでは利用調整しなければならないと思います。</p> <p>所有者も承知のうえで再評価ということになり、6年経過していますので希望者が現れるかもしれませんし、今回も幹旋という形を取りたいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>関連して、離農を予定する方は殆ど草地改良しませんが、突発的に離農せざるを得なくなった方の農地は大切に管理して使われています。これを同じ視点で評価すべきではないと考えます。例えば20年改良せずに酸性化した土地と、隣接の一年前に改良した土地の状態は少しくらいの差ではありません。</p> <p>きちんと管理しても評価が変わらないなら、誰も手放す土地の草地改良はしません。自分の財産を手放す時には少しでも高い評価になるよう、草地改良できないのであれば肥料をやって草地を維持しておく等、高く売ろうことを考えられるような流れにしてほしいと思います。</p> <p>使わない土地を放置し、原野化したら原野として売れば良いという安易な考えを防ぐためにも、管理状況のある程度折り込んで評価すべきではないでしょうか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>土地の平均価格が下がってしまう部分もあるので、なかなか両立が難しいところですね。評価の仕方については今までにも意見が出ていますので、農業委員協議会長とも相談し、検討したいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>以前にも、芝採取後に草地更新せず数年経過した土地をどう評価するのかという話がありました。見直しの意見も出ていますので、来春までには農業委員協議会を開いて検討したいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>基本的に、芝を取った時点で原野です。砂利採取も然り、元に戻すことを義務として一時転用しているのですから、復元せずに農業委員会が農地として売却などできません。</p> <p>私は芝採取後に年数が経ったところは原野として評価しました。草地改良しないと使用できないようなところは誰も買わないのですから、きちんと評価することで、それを防がなくてはなりません。</p> <p>受け手が減っている今、原野化して農業者が買わない土地を誰でも買える状態にしようとする動きが増えています。受け手も大変だとは思いますが、食の安全保障や温暖化で農業は北に流れてきている現状、しっかりと農地を守らなければ虫食い状態になってしまいます。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>離農者が増えて生産が減って、食料政策による規模拡大やCO2削減となれば農地の奪い合いになります。CO2削減のためにバイオガス発電で木を燃やしていますが、吸収する森林を切って削減したところで意味がないのです。</p> <p>堆肥、牛のゲップ、稲からの温室効果ガスに対する環境付加税が農業者に押し掛かってきて、自分達が吸収することも必要になります。また、農地の隣を一般の方が買い始めた時には境界問題も発生します。</p> <p>農業委員会は、農地だけでなく隣接の原野森林を含めて守っていく必要があると考えます。</p> |
| 会長 | <p>特に本州では小さな水田の一部を外資企業が買い始めて問題になっているそうです。広げようとした時に地元農家は相手がわからず、困っているようです。</p> |
| 委員 | <p>日本の会社に見えても資本者は外資だということがたくさんあります。</p> |
| 会長 | <p>本当に、ずっと先を見据えて小さい所でも買っておいているようです。</p> |
| 委員 | <p>農業委員会はよく見て、しっかりと守っていかなくてはなりませんね。</p> |
| 会長 | <p>皆さんで目を光らせて、今までは農地中心でしたが周りの土地も十分視野に入れて考えてほしいと思います。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p> |

会議録署名委員 (議席12番)

(議席13番)